

甲府市ひきこもり状態にある者の居場所づくり事業委託仕様書

1 目的

ひきこもりの状態にある本人に、相談などができる居場所を提供することにより、本人のペースで緩やかに社会参加の第一歩が踏み出せ、本人の地域における自立と社会参加の促進を図ること、また、本人や家族を支える地域づくりを推進することを目的とする。

2 利用対象者

甲府市内に住所を有するひきこもりの状態にある方とその家族、地域住民、ひきこもり関係機関とする。

3 委託期間

令和3年7月20日～令和4年3月31日

なお、当該業務の完了検査終了時に甲府市ひきこもりの状態にある者の居場所づくり事業委託評価実施要領に定めるひきこもりの状態にある者の居場所づくり継続契約における意向確認書（第1号様式）による通知にて継続契約の意向確認を実施し、継続契約の意向がある場合、甲府市ひきこもりの状態にある者の居場所づくり事業業務委託事業者から提出された自己評価表（第2号様式）を参考として、甲府市ひきこもりの状態にある者の居場所づくり事業委託評価実施要領に定める令和3年度業務履行評価表（第2号様式その1、第2号様式その2）による業務履行評価を行い、総点数の60%以上であれば業務履行が良好であるとして、委託期間終了後1年間は今回の契約事業者と単年度契約できるものとする。

4 実施場所等

- (1) 適切な事業運営が確保できる、受任者の所有又は賃借する市内の物件を居場所として用意して行うものとする。
- (2) 利用者のための駐車場が確保されていること、また飲食を提供する場合は適切な設備などがあること。
- (3) 温度や湿度、照明が適切に調整可能であり、利用者が快適に過ごせること。

5 業務内容と業務実施日時

(1) 本人の社会参加支援

① 居場所の提供

- ・当事者が自由に参加できる居場所を月2回開設し、ひきこもりに関する専門的知識を持った専門職2名以上で運営を行う。

② 本人の社会参加に向けての支援

- ・居場所での相談に応じ、生活技術の習得のための支援や、就労に向けての支援を行い、関係機関と連携し社会参加への伴走を行う。
- ③ 市職員の訪問や面接に同行同席し、必要な支援を行う。
 - ・当事者の居場所への参加を促すために、市の職員が実施している当事者や家族の面接場面に同席又は、市の職員が当事者の自宅訪問に行く際に同行する。(月3回程度)
- (2) 家族を支える支援
 - ① 家族のつどいの運営への協力
 - ・市が主催する家族のつどいの運営に関与し、年4回のつどいの開催について協力する。
 - ② 意見交換会の運営への協力
 - ・市が主催する当事者や家族及び関係機関による意見交換会の運営に関与し、年1回の意見交換会の開催について協力する。
- (3) その他目標達成のため必要な事項
 - ① 市が主催するひきこもりサポーター養成講座への協力
 - ・市が主催するひきこもりサポーター養成講座(基礎編・フォローアップ編)の実施に協力する。

6 事業の従事者

以下の①及び②の要件をすべて満たす人員を2名配置すること。

①資格(下記ア～ウのいずれかを満たす者)

ア 精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師、看護師等の対人援助に係る公的資格を有している者

イ アに準ずる資格(臨床心理士、相談支援専門員等)を有している者

ウ ひきこもり者に対する相談支援に5年以上従事経験がある者

②他業務との兼務

他業務との兼務は差し支えないが、本業務実施日時においては、これに専念できる者

7 守秘義務

事業に従事する職員は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

8 利用者負担及び徴収等

事業の利用に係る料金は無料とする。ただし、材料費などの実費は、事前に市と協議し、500円以内(消費税及び地方消費税を含む)を利用した者から徴収する

ことができる。

食事の提供を行う場合は、別途、必要な許可などについて事前に保健所と協議し、必要な許可を得た上で事業を実施すること。

9 事業委託料

- (1) 委託料は、703,444円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、
抛出された甲府市ひきこもり状態にある者の居場所づくり事業見積書（第2号
様式）の金額（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内とする。
- (2) この事業の対象経費は、別表に定める経費とする。
- (3) 委託料は、甲府市ひきこもり状態にある者の居場所づくり事業実施報告書（第
3号様式）に基づいて受託者の請求により年2回の分割払いとする。

10 実施計画書等

- (1) 受託者は、委託契約時に「甲府市ひきこもり状態にある者の居場所づくり事業
計画書」（第1号様式）及び「甲府市ひきこもり状態にある者の居場所づくり見
積書」（第2号様式）を甲府市に提出すること。
- (2) 受託者は、事業開始後1か月毎に、「甲府市ひきこもり状態にある者の居場所
づくり事業実施報告書」（第3号様式）及び参加者名簿を翌月10日までに甲府
市に提出すること。
- (3) 受託者は、委託期間終了後、速やかに「甲府市ひきこもり状態にある者の居場
所づくり事業収支報告書」（第4号様式）を甲府市に提出すること。

11 安全管理体制

受託者は、利用者の安全を十分考慮し、事故発生時の対応を含めた安全管理マニ
ュアルを整備するとともに、実施場所（送迎時を含む。）で生じた事故等に対応で
きる傷害保険に加入した上で事業を実施すること。

また、利用者の保有する医学的リスクについて確認を行い、事故等に速やかに対
応できるようにするとともに、事故発生時には甲府市に速やかに報告をしなければ
ならない。

12 苦情等への対応、事故発生時の対応

- (1) 受託者は、利用者の苦情等に対し、迅速かつ丁寧な対応により円満な解決を
図るための苦情対応マニュアルを整備すること。苦情については、必要により甲府
市に報告すること。なお、安全管理マニュアルに苦情対応の内容が含まれている
場合は、新たに苦情対応マニュアルを整備する必要はない。
- (2) 受託者は、利用者に対するサービスの提供に関して、受託者の責に帰すべき事

由により事故が発生した場合は、利用者に対して損害賠償等を速やかに行い、その経過及び結果を甲府市に書面で報告しなければならない。

- (3) 飲食の提供時に、万一、食中毒が発生した場合は、甲府市及び保健所に速やかに報告するとともに、適切な対応を行わなければならない。

13 その他

- (1) 受託者は、飲食を提供する際には、衛生管理に十分留意すること。
- (2) 受託者は、ひきこもりの理解のみならず、ひきこもり対策に対する理解を深め、ひきこもり当事者の地域における自立と社会参加の促進を目指し、本人のペースで穏やかに社会参加の第一歩が踏み出せるように事業を実施すること。
- (3) 受託者は、身だしなみ・接遇に留意し、事業を実施すること。
- (4) 受託者は、公正で中立性の高い事業運営に努め、利用者に対して販売行為や特定の施設の宣伝・紹介等の営業活動または営業活動に準ずる行為を行ってはならない。また、宗教への勧誘等、居場所の活動にそぐわない行為は禁止する。
- (5) 受託者は、ひきこもり支援関係機関及びひきこもりサポーターの積極的な参加を得て事業を実施すること。
- (6) 受託者は、市が行う甲府市ひきこもり相談支援事業に積極的に協力し、ひきこもり支援関係機関と連携を図ること。
- (7) その他定めのない事項については、その都度、甲府市と受託者が協議して決定する。

【別表】 対象となる経費の内訳

経費名	内容
人件費	ひきこもり状態にある者の居場所づくり事業業務に直接関与する者の作業時間に支払われる経費
役務費	ひきこもり状態にある者の居場所づくり事業に必要な切手、はがき代、通信料、交通費、各種手数料、各種保険料等

※上記に該当しない費用について、受託者は甲府市と事前に協議すること。